

税制

2019年12月11日更新

その他税制

1. 個人所得税

個人所得税の納税義務者は居住者と非居住者に分類され、居住者は全世界所得に対して、非居住者は国内源泉所得に対して課税される。

①個人所得税の課税対象

- ・給与所得
- ・生産経営所得
- ・請負経営、リース経営所得
- ・労務報酬所得
- ・原稿料所得
- ・特許権使用料所得
- ・利子、配当、割増配当所得
- ・財産賃貸所得
- ・財産譲渡所得
- ・一時所得

国家税務総局が2005年1月26日に公布した「個人が取得する年次一括賞与等の個人所得税の算定・課税方法に関する通達」（以下「9号文」という）第5条によれば、被雇用者が取得する半期賞与、四半期賞与、残業賞与、勤務評価皆勤賞与等の、年次一括賞与以外の各名目による賞与については、すべて当該月の給与収入に含め、税法規定に従って個人所得税を納付する。ただし、35号文の第2条によれば、納税者が取得する年次一括賞与については、個別の1ヵ月の給与所得に直して税額を計算・納付すべきもので、以下の計算方法に基づき、その支給時に、源泉徴収義務者が源泉徴収を行う。

- 被雇用者が当該月に取得する年次一括賞与を12ヵ月で按分し、その計算結果をもとに適用税率と速算控除額を確定する。
- 被雇用者個人が当該月に取得する年次一括賞与で、上記の方法で確定した適用税率と速算控除額に基づき税額が算定・課税されるが、その計算式は次の通りである。
$$\text{納税額} = \text{被雇用者が当該月に取得した年次一括賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

2018年8月31日、「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」が第十三期全国人民代表大会常務委員会第五回会議にて可決された。これにより、「中華人民共和国個人所得税法」改正案（以下、改正案）が正式に承認された。

改正は段階的に実施され、大部分の条文は2019年1月1日より全面的に発効する。2018年10月1日から2018年12月31日までの賃金給与所得については、基礎控除額の標準が月5,000元に引き上げられ、新しい総合所得の税率が適用されることになる。

改正された個人所得税法の要点

- ・ 「居住者」の定義を明確化し、「183日」ルールという居住者身分判定基準を導入する。
- ・ 課税所得の種類を調整し、賃金給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得を総合所得に含める。
- ・ 賃金給与所得について、低い税率（3%～25%）のランクを拡大する。
- ・ 賃金給与所得に係る基礎控除額を引き上げ、附加控除費用を取り消し、特定附加控除項目を新設する。
- ・ 新しい申告納税制度を制定し、居住者個人の総合所得につき、前払いの源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法を採用する。
- ・ 国外移住前の税務清算規定を新たに追加する。
- ・ 多部門間での情報の共有を明確にし、社会信用システムを確立する。
- ・ 個人の脱税防止条項を追加する。
- ・ 労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の20%を費用として控除。

②個人所得税の税率

- ・ 給与所得は、3%～45%の超過累進税率。
- ・ 請負経営、リース経営所得は、5%～35%の超過累進税率。
- ・ 原稿料所得は、20%の比率税率で計算した税額から、さらに30%を減額。
- ・ 労務報酬所得は、20%の比率税率。
- ・ 特許使用料所得、利子、配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得とその他の所得は比例税率20%。

（個人所得税税率表（総合所得））

（級数）	（課税所得額／月）	〔税率〕
1	3,000 元以下	3%
2	3,000 元超 1 万 2,000 元以下	10%
3	1 万 2,000 元超 2 万 5,000 元以下	20%
4	2 万 5,000 元超 3 万 5,000 元以下	25%
5	3 万 5,000 元超 5 万 5,000 元以下	30%
6	5 万 5,000 元超 8 万元以下	35%
7	8 万元超	45%

注：課税所得額は毎月の収入額から 5,000 元の基礎控除を引いた後の残額となる。特定の人員については、基礎控除のほかに附加控除額がある。また、外国人就労者の場合、も 5,000 元が控除される。「改正個人所得税法」によれば、国の規定に従い、個人が納付する基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金および特定附加控除項目は、納税義務者の課税所得額から控除される。

(個人所得税率表 (生産経営所得等))

(級数)	(課税所得額/年)	[税率]
1	3 万元以下	5%
2	3 万元超 9 万元以下	10%
3	9 万元超 30 万元以下	20%
4	30 万元超 50 万元以下	30%
5	50 万元超	35%

(注：年課税所得は、収入総額から原価、経費および損失を引いた残額)

(出所：中華人民共和国個人所得税法)

2. 増値税

中国国内で貨物の販売または加工、修理修復の役務（以下役務という）の提供、サービス、無形資産、不動産の販売及び貨物の輸入を行う組織および個人は、増値税の納税者となり、本条例に従って増値税を納付しなければならない。

(1) ①増値税税率

項目	税率
貨物の販売または輸入、加工、修理役務、有形動産リースサービス	13%
特定の貨物の販売または輸入*	9%
運輸サービス、郵政サービス、基礎電信サービス、建築サービス、不動産の販売、不動産のリース、土地使用権の譲渡	9%
現代サービス（リースを除く）、付加価値電信サービス、金融サービス、生活サービス、無形資産の販売（土地使用権は除く）	6%
国際運輸サービス、航空運輸サービス、国外企業への関連サービスの提供（研究開発サービス、契約エネルギー管理サービス、設計サービス、ラジオ、映画、テレビ番組（作品）の制作と発行サービス、ソフトウェアサービス、電子回路の設計および測定サービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、オフショアアウトソーシングサービス、技術譲渡）等	0%

*特定の貨物とは下記の貨物を指す。

- i. 食糧等の農産物、食用植物油、食用塩
- ii. 水道水、暖房、冷房、温水、ガス、液化石油ガス、天然ガス、メチルエーテル、メタンガス、家庭用石炭製品
- iii. 図書、新聞、雑誌、オーディオビジュアル製品、電子出版物
- iv. 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用フィルム
- v. 国務院が定めるその他の貨物。

② 増値税控除率

農産品の購入時、適用される増値税の税率は9%である。

生産販売あるいは委託加工目的で購入された農産品は、10%の税率で仕入増値税を計算する。

③：増値税徴収率

項目	徴収率
一般納税者が役務派遣、安全保護サービスなどの人材アウトソーシングサービスを提供する場合において、簡易課税方式（差額納税）を選択する場合	5%
特定の不動産譲渡、特定の土地所有権の譲渡、特定の不動産リース	5%
小規模納税者	3%
一般納税者に簡易課税方式が適用される特定納税項目	3%

(2) 増値税額の計算

増値税の税額は（売上高×税率）－（仕入高×控除率）により、計算する。

簡易課税方法による増値税の課税額は売上高×徴収率により、計算する。

(3) 輸出増値税の還付問題

輸出増値税の還付方式には“免除、控除、還付方式”と“先払い、後還付方式”がある。輸出貨物還付税率は、13%、10%、9%、6%、0%の5段階に分けられ、中国政府が輸出を制限しているもの、または一部重要な生産資源については、優遇政策としての還付税は順次取り消される。問題は、還付率と仕入増値税率の差異、または国内販売分などに起因して、仕入増値税の全額の還付を受けることができず、輸出製品のコストアップにつながる場合があることである。

3. 消費税・関税

①消費税

消費税の課税対象となる消費物品の生産、委託加工、輸入等の業務を行う個人または法人に対し、消費税が課税される。

(消費税の税目と税率)

(課税対象)	(税率)
一、煙草 1.紙巻煙草 (1) 工業 ① 甲類紙巻煙草（調達価格 70 元（増値税含まず）/本 以上（70 元を含む）	56%+0.003 元/本 (生産段階で徴収)

② 乙類紙巻煙草調達価格 70 元（増値税含まず）/本未 満 (2) 商業卸売 2.葉巻 3.刻み煙草	36%+0.003 元/本 (生産段階で徴収) 11%+0.005 元/本 (卸売段階で徴収) 36% (生産段階で徴収) 30% (生産段階で徴収)	
二、酒 1.穀類蒸留酒 2.米酒 (トン当り) 3.ビール (トン当り) (1) 甲類ビール (2) 乙類ビール 4.その他の酒類 5.アルコール	20%+0.5 元/500g (また は 500ml) 240 元 250 元 220 元 10% 5%	
三、高級化粧品	15%	
四、貴金属アクセサリ類、真珠、宝石、玉 1.金銀アクセサリ、プラチナアクセサリ、ダイヤモンド およびダイヤモンド宝飾品 2.その他高級アクセサリおよび宝石類	5% 10%	
五、爆竹、花火	15%	
六、製品油 1.ガソリン (リットル当り) 2.ナフサ (リットル当り) 3.ソルベント油 (リットル当り) 4.潤滑油 (リットル当り) 5.ディーゼル油 (リットル当り) 6.航空機燃油 (リットル当り) 7.燃料油 (リットル当り)	1.52 元 1.52 元 1.52 元 1.52 元 1.2 元 1.2 元 1.2 元	
七、オートバイ 1.排気量 250cc 未満 2.排気量 250cc 以上	3% 10%	
九、自動車	生産・ 輸入段階	小売り 段階
1.乗用車 (1) 排気量 1.0L (1.0L を含む) 以下 (2) 排気量 1.0L 以上 1.5L (1.5L を含む) 以下 (3) 排気量 1.5L 以上 2.0L (2.0L を含む) 以下 (4) 排気量 2.0L 以上 2.5L (2.5L を含む) 以下	1% 3% 5%	

(5) 排気量 2.5L 以上 3.0L (3.0L を含む) 以下	9%	
(6) 排気量 3.0L 以上 4.0L (4.0L を含む) 以下	12%	
(7) 排気量 4.0L 以上	25%	
	40%	
2.中・軽商用車	5%	
3. 超高級車 (1 台あたりでの小売価格が 130 万人民元 (増 値税抜き) 及びその以上の乗用車と中・軽商用車)	生産・輸 入段階に おいて、上 記 1 と 2 で 規定され る税目 により課税	10%
十、ゴルフボールおよびゴルフ用品	10%	
十一、高級腕時計	20%	
十二、ヨット	10%	
十三、木製割り箸	5%	
十四、木製床板	5%	
十五、電池	4%	
十六、塗料	4%	

②関税

中国政府の公布した「中国税関輸出入税則」に定める税率で徴収される。中国の税関が新たに公布した法規によれば、輸入貨物に関わる特許権使用料も、条件により、輸入貨物の関税の課税価格を確定する根拠とされる。

(出所：消費税、中国輸出入関税条例)